

広島県告示第三百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、平成三十一年五月六日までの間、縦覧に供する。

平成三十一年四月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

三原東城線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
庄原市東城町三坂字氏清五五二一番一地先から 庄原市東城町三坂字氏清五五二九番一地先まで	一〇・五〇 三五・六〇	一〇・五〇 三五・六〇	五・〇〇 九・三〇	一三七・五〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 メートル
	二二〇・五〇	二二〇・五〇			